

<p>第三学年 から 第一学年 は、農業、工業、商業、水産、家庭、</p>	<p>肢体不自由者及び病弱者に係る場合は、社会（第一学年において地図の教科用図書を購入した者に係る場合に限る。）、数学、理科、音楽（第一学年において音楽（器楽合奏）の教科用図書を購入した者に係る場合に限る。）、美術、保健体育・機能訓練（第一学年において保健体育・機能訓練の教科用図書を購入した者に係る場合を除く。）、養護・保健体育（第一学年又は第二学年において養護・保健体育の教科用図書を購入した者に係る場合を除く。）、技術・家庭、外国語、数学（選択教科）</p>
---	--

<p>第三学年 から 第一学年 は、農業、工業、商業、水産、家庭、</p>	<p>肢体不自由者及び病弱者に係る場合は、社会（第一学年において地図の教科用図書を購入した者に係る場合に限る。）、数学、理科、音楽（第一学年又は第二学年において音楽（器楽合奏）の教科用図書を購入した者に係る場合に限る。）、美術、保健体育・機能訓練（第一学年において保健体育・機能訓練の教科用図書を購入した者に係る場合を除く。）、養護・保健体育（第一学年又は第二学年において養護・保健体育の教科用図書を購入した者に係る場合を除く。）、技術・家庭、外国語、数学（選択教科）</p>	<p>備考 一 この表中「盲者」及び「弱視者」とは、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十二條の二に規定する程度の盲者のうち、それぞれ、おおむね点字により教育を行なうことが適当なものと及びおおむね視覚により教育を行なうことが適当なものをいうものとする。（第二表の場合においても同様とする。） 二 この表に掲げる肢体不自由者及び病弱者に係る教科のうち、体育・機能訓練及び保健体育・機能訓練については肢体不自由者に、養護・体育及び養護・保健体育については病弱者に係る場合に限るものとする。 三 この表に掲げる教科のうち生徒が履習しないものについては、当該生徒に係る教科から除くものとする。（第二表の場合においても同様とする。）</p>
---	--	---

<p>第三学年 から 第一学年 は、農業、工業、商業、水産、家庭、</p>	<p>肢体不自由者及び病弱者に係る場合は、社会（第一学年において地図の教科用図書を購入した者に係る場合を除く。）、音楽（第一学年又は第二学年において音楽（器楽合奏）の教科用図書を購入した者に係る場合を除く。）、社会（第一学年又は第二学年において音楽（器楽合奏）の教科用図書を購入した者に係る場合を除く。）、国語、書写（硬筆）、書写（毛筆）</p>	<p>第三学年 から 第一学年 は、農業、工業、商業、水産、家庭、</p>	<p>肢体不自由者及び病弱者に係る場合は、社会（第一学年において地図の教科用図書を購入した者に係る場合を除く。）、音楽（第一学年又は第二学年において音楽（器楽合奏）の教科用図書を購入した者に係る場合を除く。）、社会（第一学年又は第二学年において音楽（器楽合奏）の教科用図書を購入した者に係る場合を除く。）、国語、書写（硬筆）、書写（毛筆）</p>
---	---	---	---

<p>第三学年 から 第一学年 は、農業、工業、商業、水産、家庭、</p>	<p>肢体不自由者及び病弱者に係る場合は、社会（第一学年において地図の教科用図書を購入した者に係る場合を除く。）、音楽（第一学年又は第二学年において音楽（器楽合奏）の教科用図書を購入した者に係る場合を除く。）、社会（第一学年又は第二学年において音楽（器楽合奏）の教科用図書を購入した者に係る場合を除く。）、国語、書写（硬筆）、書写（毛筆）</p>	<p>第三学年 から 第一学年 は、農業、工業、商業、水産、家庭、</p>	<p>肢体不自由者及び病弱者に係る場合は、社会（第一学年において地図の教科用図書を購入した者に係る場合を除く。）、音楽（第一学年又は第二学年において音楽（器楽合奏）の教科用図書を購入した者に係る場合を除く。）、社会（第一学年又は第二学年において音楽（器楽合奏）の教科用図書を購入した者に係る場合を除く。）、国語、書写（硬筆）、書写（毛筆）</p>
---	---	---	---

第三学年	音楽（第一学年にお一般）、音楽 いて音楽（器楽合奏）（器楽合奏） の教科用図書を購入 した者に係る場合を 除く。）	肢体不自由者及び病 弱者に係る場合は、 国語（第二学年にお いて書写の教科用図 書を購入した者に係 る場合を除く。）	社会（第一学年又は 第二学年において地 図の教科用図書を買 入した者に係る場合 を除く。）	肢体不自由者及び病 弱者に係る場合は、音 楽（一 般）、音 楽（器 楽合奏）
第二学年	音楽（第一学年又は 器楽合奏） 第二学年において音 楽（器楽合奏）の教 科用図書を購入した 者に係る場合を除 く。）	社会、地図		
第一学年	第一精神薄弱者に係る場 合は、職業・家庭に 必要なるうえに （選択教科） 必要な教科 用図書			
各 の 学 年 ま で の 各 学 年				

附則 第七号（昭和三〇年三月三十一日文部省令）
この省令は、昭和三十年四月一日から施行す
る。

附則 一五号（昭和三〇年七月九日文部省令第
一五号）
この省令は、公布の日から施行し、昭和三十
年六月一日から適用する。

附則（昭和三二年五月一八日文部省令
第一四号）
この省令は、公布の日から施行し、昭和三十
一年四月一日から適用する。

附則（昭和三二年一〇月一日文部省令
第二五号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただ
し、養護学校への就学の奨励に関する部分は、
昭和三十二年四月一日から施行する。
2 この省令による改正後の盲学校、ろう学校及
び養護学校への就学奨励に関する法律施行規則
（以下「規則」という。）中盲学校又はろう学校
の高等部に関する部分は、昭和三十一年度にお
いて使用される教科用図書から適用する。

附則（昭和三三年五月二二日文部省令
第一六号）
この省令は、公布の日から施行し、第一一条の
改正規定中教科用図書に係る部分は昭和三十三年
度において使用される教科用図書から、第三
条から第五条までの改正規定は昭和三十三年四
月二十八日から適用する。

附則（昭和三五年四月二〇日文部省令
第五号）
この省令は、公布の日から施行し、昭和三十
五年度において使用される教科用図書から適用
する。

附則（昭和三七年三月三十一日文部省令
第一六号）
この省令は、昭和三十七年四月一日から施行
する。

附則（昭和三九年三月三十一日文部省令
第八号）
この省令は、昭和三十九年四月一日から施行
する。

附則（昭和四〇年四月二二日文部省令
第二四号）
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十
年度において使用される教科用図書から適用す
る。

附則（昭和五八年二月九日文部省令第
三号）
この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
七年度において使用される教科用図書から適用
する。

附則（平成二一年三月二三日文部省令
第五号）
この省令は、平成十一年四月一日から施行す
る。

附則（平成一九年三月三〇日文科科学
省令第五号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正
する法律（以下「改正法」という。）の施行の
日（平成十九年四月一日）から施行する。